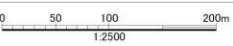


：居住誘導区域外

※第2回変更(令和5年3月31日)において居住誘導区域に設定しないこととし、一般居住区域に設定した範囲です。

誘導区域図
(22 / 27)

- 行政区域
 - 都市計画区域
 - 市街化区域
- 都市機能誘導区域**
- 中心拠点
 - 地域拠点
- 居住誘導区域**
- 都市居住区域
 - 公共交通沿線居住区域
 - 居住環境形成区域
- その他の市街化区域**
- 一般居住区域
 - その他の市街化区域
- ※その他の市街化区域
本計画区域外(市街化区域)に指定された区域(土物産誘導区域、各種地域誘導区域、2次産業集積地、特別用途地区、居住計画25年度以降の計画)とされている区域、みだり地区を除く工業地域、都市集積地。



この地図は、着手票の承認を得て着手票所有の範囲(広域都市計画図)1/2500、1/10,000を複製したものである。(承認番号)平成29年8月21日着手票指令第6-5号